◎調達機関番号　014　◎所在地番号　13

○第14号

1　調達内容

ただし、平成30年度予算成立を条件とする。

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　借入件名及び数量　平成30年度調達パソコン用ソトウェアの賃貸借保守一式

⑶　調達件名の特質等　調達仕様書による。

⑷　借入期間　平成31年３月１日から平成35年２月28日まで。ただし、支出負担行為担当官は法令及び予算の範囲内で当該借入期間を変更することがあり得る。

⑸　借入場所　調達仕様書による。

⑹　入札方法　上記１⑵の購入物品の総価にて行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

⑺　本調達は、「電子調達システム」を利用した応札及び入開札手続を実施するものとする。ただし、「電子調達システム」によりがたい場合には、入札及び書類の提出を「紙」にて行うものとする。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　平成28・29・30年度外務省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」のA、B又はC等級の何れかに格付けされた競争参加資格を有する者であること。

⑷　外務省から指名停止を受けている期間中でないこと。

3　入札書の提出場所等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所

〒100―8919 東京都千代田区霞が関２―２―１　外務省大臣官房会計課調達室　高橋　苑子　電話03―3580―3311　内線3780　ＦＡＸ03―5501―8097

⑵　入札説明書の交付方法　上記３⑴の場所において随時交付する。

また、本公告の日から「電子調達システム」上にてダウンロード可能。

⑶　入札説明会の日時及び場所　平成30年２月15日午後４時00分　外務省入札・開札室

なお、本入札説明会に出席を希望する者は、出席予定者を平成30年２月14日午後５時00分までに上記３⑴までＦＡＸにて連絡すること。

⑷　入札書の受領期限　平成30年３月22日午前12時00分までに上記３⑴に示す場所に入札書等を提出しなければならない。郵送による場合は受領期限までに必着のこと。

⑸　開札の日時及び場所　平成30年３月27日午前11時00分　外務省入札・開札室

⑹　問い合わせ先

入札手続関係：上記３⑴に同じ。

仕様関係：外務省大臣官房情報通信課　中島　　海　電話03―3580―3311　内線4307　ＦＡＸ03―5501―8199

4　その他

⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。

⑶　入札者に要求される事項

①　この一般競争入札に参加を希望する者（以下「入札希望者」という。）は、入札書及び証明書等書類を入札書の受領期限までに提出すること。なお、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官等から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

②　入札希望者は、入札書の提出時に、指名停止措置を受けていない及び暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者による入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。また、上記⑶②の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とする。

⑸　契約書作成の要否　要。

⑹　落札者の決定方法　本公告に示した物品を確実に納入できると支出負担行為担当官が判断した書類を添付して入札書を提出した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

⑺　手続における交渉の有無　無。

⑻　その他　詳細は入札説明書による。

5　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Tetsuya Otsuru, Director of the Financial Affairs Division, Minister's Secretariat, Ministry of Foreign Affairs.

⑵　Classification of the products to be procured : 71, 27

⑶　Nature and quantity of the products to be leased : Software, 1 set.

⑷　Fulfillment period : From March 1, 2019 through February 28, 2023

⑸　Fulfillment place : As designated in the specification.

⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall : ①not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause ; ②not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting ; ③have Grade A, B or C "offer of services, etc." in terms of the qualification for participating in tenders by the Ministry of Foreign Affairs (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2016, 2017 and 2018.

⑺　The person who is not being suspended from Transactions by the request of the Ministry of Foreign Affairs.

⑻　Date and time of tender explanation meeting : 4 : 00 p.m. February 15, 2018

⑼　Time-limit for tender : 12 : 00 noon. March 22, 2018

⑽　Contact point for the notice : Kai Nakashima, Information and Communications Division, Minister's Secretariat, Ministry of Foreign Affairs 2－2－1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8919 Japan. TEL. 03―3580―3311 Ext. 4307

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年１月31日

支出負担行為担当官

東京税関総務部長　松岡　裕之

◎調達機関番号　015　◎所在地番号　13

1　調達内容

⑴　品目分類番号　2

⑵　購入等件名及び数量

区分①　監視艇「あさひ」用船舶用免税軽油（ＪＩＳ　Ｋ2204）76ＫＬ

区分②　監視艇「つばさ」用船舶用免税軽油（ＪＩＳ　Ｋ2204）389ＫＬ

⑶　購入物品の特質等　入札説明書による。

⑷　契約期間　平成30年４月１日から平成31年３月31日まで。

⑸　納入場所　入札説明書による。

⑹　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。